

Title	〔労働法五九〕 自社新聞不買運動の合法性 (福井地裁昭和四三年五月一五日判決)
Sub Title	〔労働法〕 五九 福井新聞社事件
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.6 (1969. 6) ,p.97- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690615-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

当である。それは、かかる場合の解釈規定として「疑わしきは被告の有利に」としている立法例も多く(この点については、本間・薬師寺「新手法が国の手形振出においても、割賦販売などのケースで、一五〇円という額の手形振出がないとはいえないからである。してみれば、他の理由から、「一見して文字でした金額の記載が誤記であり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察される」なら格別、そうでなければ、この故に手形法六条の適用を排除する意味はないように思われる。従つてこの点に関する判旨の見解には反対である。

なお、この判決については、田中誠二博士が「これは、手形行為の合理的解釈として正当と考える」として賛意を表されておられるが(田中・手形法小切手、法評論上三六六頁)、そこでもその根拠が示されていないのは、甚

〔労働法 五九〕 自社新聞不買運動の合法性

【事実】 申請人ら(二名)は、被申請人株式会社福井新聞社(以下会社という)の従業員であり、右会社の従業員で組織されている

判例研究

だ残念である。

以上述べた理由から、私は本判旨の中心部分の見解については反対であるが、しかし本件手形の振出行為の成否については、証拠によりYが手形を作成してAに交付したことを認定し、振出行為を認めているので、この点は正当だと考える。

また、Yがすでに利息制限法による制限超過利息を支払つたとの点についても、またXが正当の所持人でないとか、あるいは悪意の取得者であるという点についても、もつと被告Yより立証されていればYに有利であつたらうと思われるが、立証がなされなかつた段階での当判決としては正当であるうと考えるので、本判旨の中心部分以外の点では判旨に賛成である。

(米津 昭子)

福井新聞社事件
昭和四年五月一日判決
労働経済判例連報六六〇・六六一合併号

福井新聞労働組合(以下組合という)の執行委員長ならびに執行委員兼婦人対策部長であつた。

九七

(九二五)

(1) 組合は、昭和四〇年六月三日、会社に対し、一人平均一〇万円の夏季一時金その他を要求したが、会社は、一時金について、同月一日と二一日とに、それぞれ一人平均三万円、全額査定回答を行った。また会社は、六月二八日、組合に対し、組合役員ら三名の懲戒解雇を含む処分を予定し、七月一日には、組合の主要な活動家三〇名を含む従業員三九名に対し自宅待機命令を発し、同時に、従来組合に貸与していた組合事務所を三ヵ月以内に明渡すよう書面をもつて請求した。また、同日夕方頃から深夜にかけて、会社の職制をして、電話や車を使用して従業員の確保にあたらせ、集つて来た従業員を会社社長室に集合させ、社屋外へ出ることを禁止した。翌二日午前一時頃、右社長室に隣接する社長室から、会社の従業員某が現われ、従業員に対し、「今度、福井新聞第一労働組合執行委員長を引き受けることになつた。」等と挨拶して、新組合（いわゆる第二組合）役員を発表した。その後、同日午前一〇時頃から、会社内に第二組合の書記局が設置され、専用の電話も設置されたうえ、会社の用紙、器械等を使用して新組合のニュースが発行された。

(2) このような会社の行為に対して、組合は緊急集会を開き、翌二日午前八時から無期限ストライキに入る旨の通告をすると同時に、福井県労働組合評議会に支援を求め、会社に再三団体交渉を開くように要請したが、聞き入れられず、同日五時頃、同評議会傘下の労働者に対し、会社社屋周辺に集合するように指令を出し、組合員および支援労働者が合計五〇〇名位集り、会社前で抗議集会を開き、その間も、なお団体交渉開催の要求をした。また、会社社屋内で働く

者に対し、労働を拒否するよう説得し、その限度で新聞の発送を阻止しようとした。そのうち、新聞の発送時間が迫り、発送請負業者も到着し、右業者の雇人のうちには、集会をしている労働者に対して、赤インクをかけたたりした者もあつた。その頃から、抗議集会に参加している労働者の中に新聞発送を阻止しようとする気運が高まり、スクラムによるピケットが張られ、一方、会社は、ピケを解くよう要請したが、組合は、右発送を阻止するため、自転車を社屋前附近に並べるなどしてこれを聞き入れなかつた。三日午前三時頃から新聞の出荷が始まつたが、会社は階上からマグネシウムを焚いてピケ隊に向け火の粉を浴せると同時に、新聞をばら撒いたり、新聞梱包を投げたりしてその状態を写真に撮影した。一方、ピケ隊の中にも、新聞梱包を解いて新聞を踏みじつたり、新聞輸送車の前に寝ころび、あるいは坐り込みをするなどした者もあつた。このような混乱状態が約八分間続き、その間新聞の発送は阻止されたが、会社の要請により約二五〇名の警察官が右現場に到着し、組合側はピケを解くことを指令し、ピケは直ちに解かれた。

(3) 福井県労働組合評議会傘下の組合代表者は、ピラおよびはり札を作成し、一般公衆に対し、あるいは街頭で、あるいは各戸別に（福井新聞購読の有無を問わず）、右ピラおよびはり札を配布したり、マイクで呼びかけて署名運動をしたり、同評議会傘下組合員が、その友人知人等を説得したりする等の方法によつて、福井新聞の不買運動を推進することを決議した。また、同評議会傘下の組合員の中には、はり札を戸主の承諾なしに戸口に貼つたり、戸別訪問の際こ

れに多少の威圧を加えて新聞購読を断らさせたりした者もないではなかつた。

(4) 組合は、七月上旬から福井市内において、ビラや宣伝カーで、会社編集局長、同次長は、財界有力者某の後押しで、組合員を挑発してストライキや不買運動をやらせ、会社を窮地に追い込み、社長に詰め腹を切らせようとしているとか、会社は組合活動家四〇名の首切りを行なつたとか、会社は警察や裁判所と結託したとか、事実無根のことを流布した。

(5) 会社は、同年九月二四日組合執行委員兼婦人対策部長を、同年一月二一日執行委員長を解雇した。前者の解雇理由は、素行不良、福井放送との業務協定を破棄させ会社に損害を与えたこと、争議中のタクシー会社の営業妨害を行なつたこと、および、後者の解雇理由ともなつている新聞發送阻止、新聞不買運動、会社の名誉毀損である。

これに対して申請人らは、本件解雇は不当労働行為であり、無効であるとして、福井地方裁判所に仮処分を申請した。

【判旨】 一、(新聞發送阻止の点について)「申請人等は、現場の指導者として、これを制する義務があつたにもかかわらず、何らの制止行為にでることなく、実力をもつて約八分間にわたり、新聞の發送を阻止する結果を惹起せしめたのみならず、労働者をして相当多数の新聞を踏みじつたりするなどの行為にいでさせたことが認められる。しかして、日刊新聞の発行を主たる業とする被申請会社の新聞發送を、実力をもつて阻止することが違法であることは多言

を要しないから、申請人等は、被申請人から、右行為現場における指揮者としての責任を追及されてもやむを得ない。」

二、(新聞不買運動の点について)「ビラやはり札を作成し、一般公衆にそれらを配布し、マイクを使用して署名を求め、更に組合員がその友人知人を説得したりするなどの方法により、新聞の不買運動を実施することは、それ自体は、いわゆる第一次ボイコットの範囲内にあつて、争議行為としては適法であると解すべきであるから、組合と被申請会社が対立争議状態に入り、すでにスト権も確立された段階で福井県労働組合評議会で決議された方法により行なわれた新聞の不買運動は、いまだ違法といふことができな。もつとも、右不買運動は戸別訪問による方法をも実施している点で問題がないではないが、右戸別訪問は新聞購読の有無にかかわらず、無差別にビラおよびはり札を配布するに止まるから、一般公衆を相手とする不買運動の範囲内にあり、適法と解すべきである。また、組合員の中には、戸主の承諾なしにはり紙を貼付したり、戸別訪問の際多少の威圧を加えて新聞の購読を断らせたものもないではなかつたが、これらは、組合の指令に違反してなされたもので、組合幹部たる申請人らに責任はない。」

三、(名誉毀損の点について)「組合がその要求や主張を訴えるために街頭等において、ビラを撒いたり、マイクで放送したりすること自体は正当な組合活動として容認されるべきものではあるが……事実無根の内容をもつて、右行為をすることは正当なる組合活動の範囲を逸脱した違法な行為といわなければならない。」

四、(不当労働行為の成立について) 解雇理由中、新聞発送阻止の点及び名誉毀損の点などについては、申請人らはその責任を負わなければならないが、それも、会社が組合の力を弱めるために組合活動家に対し自宅待機命令を発し、第二組合を結成させるなどの不信行為を行った結果に起因する争議行為の行き過ぎにすぎないものであること、会社に組合嫌悪の意思があることを総合すると、結局、本件各解雇の決定的理由は、申請人らの正当な組合活動を嫌悪したことにある。

【評釈】 本判決で問題となるのは、①新聞発送の阻止②新聞の不買運動(ボイコット)③会社に対する名誉毀損の三点を理由とする解雇の正当性である。順を追つて検討する。

一、まず、請負業者による出荷をピケによつて阻止した問題についてみると、学説は、実力による阻止を認める立場と認めない立場とにわかれている。前者によれば、「従来より出荷部門が運送会社に請負われていたという場合には、まだ製品は争議の場からまづたく離脱したのではないから、すくなくとも運送会社の労働者にたいしては……実力による阻止行為がゆるされる。」(島田悟義「ケツティン念・労働争議」これに対して後者は、争議の当事者でない第三者であつて、契約に基づく法律上の権利ないし利益を有する者によつて出荷が行なわれるときは、ピケは平和的説得や示威が限度で、実力によつて出荷を阻止することはできないと解している。(吾妻光俊「新訂労働法講義第三卷六七―七八頁等参照」)

本件では、新聞発送は使用者と請負関係にたつ業者(の従業員)

によつて行なわれているが、組合側は、発送を阻止するため自転車を社屋附近に並べ、また新聞輸送車の前に寝ころび、あるいは坐り込みをしているから、後説によれば適法なピケとはいえない。これに反し、前説によれば必ずしも違法とはいえないことにならう。しかし、後説によつても、第三者に対する関係でピケが違法であるといふことは、直ちにそのピケが使用者に対する関係でも違法だといへないのではなからうか(吾妻・前掲書)。

しかるに本判決は、「新聞発送を実力をもつて阻止することが違法であることは多言を要しないから、申請人等は、被申請人から、右行為現場における指揮者として責任を追及されてもやむを得ない」とし、組合側の張つたピケが、対使用者関係においても直ちに違法であるように論じている。ピケはいかなる場合にも平和的説得が限度であるとする立場にたつのかもしいないが(「昭和電工川崎工場事件」総合判例研究叢書・労働法(2)参照)疑問である。

思うに、本件では、会社は階上からマグネシウムを焚いてピケ隊に向け火の粉を浴せると同時に、新聞をばら撒いたり、新聞の梱包を投げたりするなど、いわば「挑発的行為」を行なつていたのであつて、そのような状況の下では、たとえ組合側が輸送車の前に寝ころび、あるいは坐り込みをし、形式的にみるときは会社の権利・利益を害する行為を行なつたとしても、それらをとらえて直ちに会社関係において違法なピケが存在するとはいへないのではなからうか。

二、つぎにボイコットについてみると、ボイコットはアメリカで一

九世紀のはじめ頃から用いられ、一九世紀の末ころにはかなり盛んになった。ところが、わが国の労働運動のなかではほとんど利用されず、裁判所がその正当性の範囲をいわずに真正面から判断したのは、本件が最初ではないかと思われる。

ボイコットには第一次ボイコットと第二次ボイコットとがある。

第一次ボイコットとは争議の相手方である使用者の製品の不買を組合員および一般公衆に呼びかけるものである。これに対して第二次ボイコットとは、争議の相手方である使用者の製品を販売している第三者に、その製品を取り扱わないようにさせる目的で、その第三者をボイコットすることである。第一次ボイコットは、平穩に行なわれるかぎりでは合法とされている。すなわち、労働組合が使用者の商品の不買を行なうことは、労働組合としての行動の自由の範囲内に属するもので、とくに違法とすべきものはない。一般公衆に向つて不買を呼びかける場合も、暴行、脅迫的言動になつて心理的圧迫が強くないかぎり違法とされない。これに対して第二次ボイコットは違法とされることが多い。(ボイコットについては有泉「ボイコット」新労働法。講座第四巻参照。)

本件では、県評が傘下組合の代表者を集めて、福井新聞の購読を拒否する運動を決議し、右新聞の購読中止を要請しているから、第一次ボイコットが行なわれたものといえるが、裁判所は、ボイコットが一般公衆に対してピラおよびはり札を配布し、マイクを使用し、平穩に行なわれていること、労使が対立争議状態に入り、すでにスト権も確立された段階であること、戸別訪問による不買運動も、

購読の有無にかかわらず無差別に行なわれたことから一般公衆を相手方とする不買運動の範囲内にあるといえること、威圧などが加えられた例もないわけではないが、それは組合指令に違反してなされたものであるから、争議行為そのものの適法性には影響を与えないこと等の理由から、本件ボイコットは適法であると判断している。ただし正当というべきであろう。

三、名誉毀損の点についてみると、組合が文書やマイクによつて組合員及び一般公衆に呼びかけることは、組合活動の一環として許容される。従つて、その内容は組合員し労働者が自主的に決定すべきものである。しかし、その内容が著しく妥当性を欠くときは、正当な組合活動の範囲を逸脱するものとされ、一定の処分が付されてもやむをえない場合もあるであろう。(窪田隼人「争議行為と文書活動」前掲浅井記念一七八頁以下参照。)

そこで本件をみると、裁判所の認定によれば、無根である事実がピラに印刷されて流布され、マイクを通じて放送されている。しかし、そのなかで「会社は警察や裁判所と結託したこと」の二点については、それらが記載されたピラの内容全体からみると、許容できない違法行為とは断じえないように思われる。問題は、宣伝カードで放送された部分であるが、それが争議という特殊な雰囲気の中で行なわれたこと、かつ、争議発生前後から会社は一連の反組合的行為を強力に推進してきたことなどの事情を考慮に入れると、右放送内容も必ずしも正当な組合活動の範囲を逸脱したものとはいきれないように思われる。正当な組合活動の範囲は、固定的ではなく、具

体的事情に即して彈力的に定められなければならないのである。

四、要するに、申請人らの行為は、いづれの点においても、会社との関係においては違法とされるべきではないのではなからうか。そうだとすると、これらを理由とする解雇は正当でないといわなくてはならない。

このようにみると、本判決は、右組合側の行為は、会社が「不信

行為を行った結果に基因する」ものとみており、そのかぎりで正当であるが、これを争議行為の「行きすぎ」にすぎないとみて解雇無効の結論を導いているのは、必ずしも妥当でないと考える。申請人の行為は、そもそも違法でないと構成すべきであつたと思う。

以上要するに、結論は正当であるが、構成の仕方に若干賛成できない点がある。
(宮本安美)